

# 医療法人について

# 医療法人制度の概要

## 1 制度の趣旨

- 医療法に基づく法人。昭和25年の医療法改正により制度創設。
- 医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開く。

### 【制度創立当初】

私人による医療機関の経営の困難を緩和  
(資金の集積を容易にするねらい)

医療機関の経営に継続性を付与  
→ 地域医療を安定的に確保

## 2 設立

- 医療法に基づく社団又は財団。
- 都道府県知事の認可。  
ただし、2以上の都道府県において医療機関を開設するものは厚生労働大臣の認可。
- 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有することが必要。



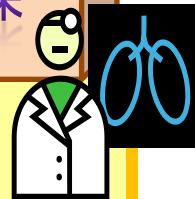
## 3 運営

### <役員>

- 理事3人以上及び監事1人以上。  
ただし、都道府県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合は、3人未満の理事でも可。
- 理事のうち1人は理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出。  
ただし、都道府県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合は、この限りでない。
- 原則として開設するすべての医療機関の管理者を理事に加える。

### <業務内容等>

- 医業の他、保健衛生や社会福祉等に関する附帯業務以外の業務を行ってはならない。
- 剰余金の配当をしてはならない。



## 4 課税

- 一般に、法人税法上は株式会社等と同一の税率（30%）が適用。
- ただし、特定医療法人（公益性に関する要件を満たすものとして国税庁長官が承認）については、公益法人並みの軽減税率（22%）が適用。
- また、社会医療法人（救急医療等確保事業を一定程度以上実施し、公益性に関する要件を満たすものとして都道府県知事（厚生労働大臣）が認定）については、非課税。
- 事業税（自由診療分）については、軽減税率が適用。



# 医療法人のイメージ図（社団の場合）

## 医療法人社団

### 主な機関

最高意志決定機関

### 社員総会

社員

社員

社員

社員

選任

執行機関

### 理事会

理事

理事

理事

互選

理事長

選任

監査機関

監事

- ・認可
- ・命令
- ・検査

都道府県  
国

（2以上の県にまたがる場合）

- ・申請
- ・届出
- ・報告

### 業務

#### 医療施設の経営

（病院・診療所・介護老人保健施設）

#### 附帯業務の実施

（医療関係者の養成、研究所の設置等）

# 医療法改正の経緯

昭和23年 医療法制定

- 医療水準の確保を図るため病院の施設基準等を整備

昭和25年 医療法人制度創設  
昭和39年 特定医療法人制度

昭和60年 第一次改正

- 医療計画制度の創設
- 一人医師医療法人制度、自己資本比率による資産要件 等

平成 4年 第二次改正

- 療養型病床群制度
- 特定機能病院制度導入

平成 9年 第三次改正

- 診療所への療養型病床群導入
- 特別医療法人制度の創設

平成12年 第四次改正

- 病床区分見直し(療養病床と一般病床の区分)
- 医療情報提供の推進
- 臨床研修必修化

平成16年 出資額限度法人制度

平成18年 第五次改正

- 患者等への医療に関する情報提供の推進
- 医療計画制度の見直し
- 解散時の残余財産の帰属先の制限
- 社会医療法人制度の創設 等

## 第五次改正（医療法人制度関連）のポイント

### (1) 解散時の残余財産の帰属先の制限

(医療法第44条第5項)

### (2) 社会医療法人制度の創設

(医療法第42条の2)

### (3) 役員・社員総会等の法人内部の管理体制の明確化

(医療法第46条の2～第49条の4)

### (4) 事業報告書等の作成・閲覧に関する規定の整備

(医療法第51条～第52条)

### (5) 自己資本比率による資産要件の廃止

(医療法施行規則第30条の34)

### (6) 附帯業務の拡大

- ・ 社会福祉事業の範囲について必要な見直し (医療法第42条第7号)
- ・ 有料老人ホームの設置 (医療法第42条第8号)

# 社会医療法人制度の概要

○社会医療法人は、平成18年医療法改正において、公立病院改革が進む中で、民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって、不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化されました(都道府県知事の認定)

○平成20年度税制改正で、社会医療法人の医療保健業の法人税は非課税とされました。

## 社会医療法人

## 公立病院等

都道府県知事  
の認定



医療審議会

審査

法人運営の安定化

- 認定要件
- 役員、社員等については、親族等が3分の1以下であること
  - 定款又は寄附行為において、解散時の残余財産を国に帰属する旨定めていること
  - 救急医療等確保事業を実施していること

医療計画に記載された  
救急医療等確保事業

改正医療法 第30条の4  
第2項第5号

- イ 救急医療
- ロ 災害時における医療
- ハ へき地の医療
- ニ 周産期医療
- ホ 小児医療  
(小児救急医療を含む)

医療保健業の法人税非課税  
(20年度税制改正)  
救急医療等確保事業を行う病院・  
診療所の固定資産税等の非課税  
(21年度税制改正)

収益事業の実施

社会医療法人債の発行

公立病院等との新たな  
役割分担・連携の構築

# 社会医療法人の認定要件

## 1. 救急医療等の事業に関する要件

### 【主な要件】

- 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療の医療連携体制を担う医療機関として医療計画に記載されていること
- 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療

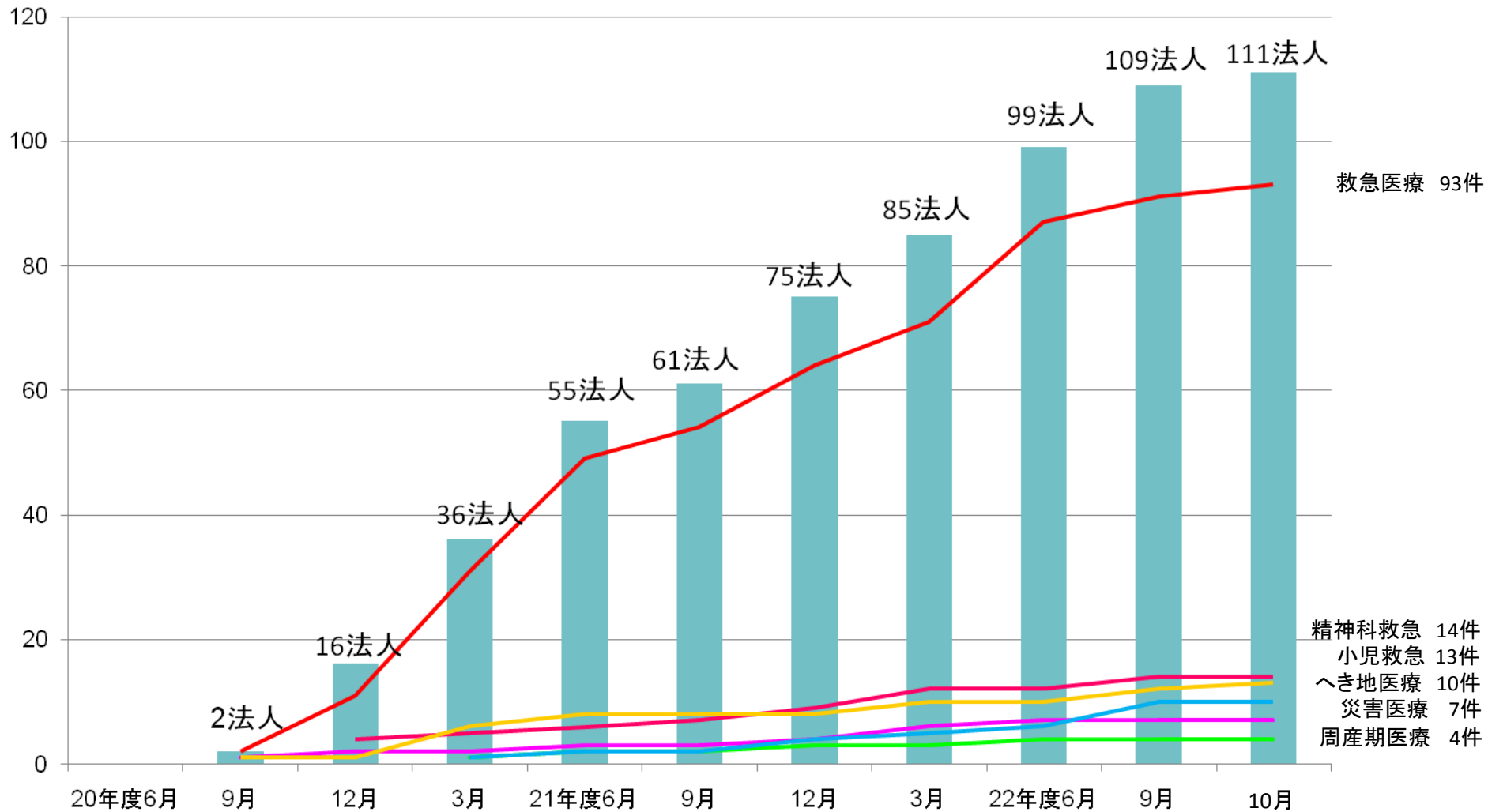
救急医療	休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)／初診料算定件数＝20%以上、又は、夜間休日搬送受入件数＝年間750件以上 ※精神科救急：年間時間外診療件数＝3力年で人口1万対7.5件
災害医療	救急医療の基準の8割の実績を有しており、かつ、DMAT(災害派遣医療チーム)を保有し防災訓練に参加したこと
へき地医療	病院の場合は、週1回を超えて巡回診療・医師派遣を行っていること(直近に終了した会計年度の延べ派遣日数(派遣日数を医師数で乗じた日数)が53人日以上であること) へき地における診療所の場合は、週4日を超えて診療をおこなっていること(直近に終了した会計年度の診療日が209日以上であること。)
周産期医療	ハイリスク分娩可加算＝年1件以上、かつ、分娩件数＝年500件以上、かつ、母体搬送受入件数＝年10件以上
小児救急医療	乳幼児休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)／乳幼児加算初診料算定件数＝20%以上

## 2. 公的な法人運営に関する要件

### 【主な要件】

- 役員等についての同族性が排除されていること
- 法人解散時の残余財産が国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属する(持分がない)こと
- 社会保険診療に係る収入金額が全収入金額の8割を超えること
- 理事等に対する報酬について、支給の基準を定め、公開していること 等

# 社会医療法人認定数の推移



※各月末時点の社会医療法人認定数を計上している。